

発行所

株式会社FPシミュレーション 編集発行人:税理士 三輪 厚二

Tel :06-6209-7678

Fax :06-6209-8145

## 相続時精算課税制度と住宅取得資金の併用

**Q** : 私は、住宅取得資金等の贈与についてすでに5分5乗方式による税額の軽減措置を受けています。新たに父から住宅取得資金の贈与を受けたいのですが、この贈与に相続時精算課税制度の適用を受けることはできますか？

**A** : 一定の場合を除き、原則として適用を受けることができます。

### 【解説】

住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の特例とは、住宅取得資金を一定の贈与者から贈与された場合、3,500万円までは課税されず、3,500万円を超える部分については一律20%の贈与税が課されるという特例で、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間の贈与について適用されます。

ご質問の従来からある住宅取得資金等の贈与との併用適用は、次のように取り扱われます。

①平成14年12月31日までに住宅取得資金等の贈与の特例を受けた場合

平成15年1月1日以後の住宅取得資金の贈与について、相続時精算課税制度の特例が受けられます。

②平成15年1月1日以後に住宅取得資金等の贈与の特例を受けた場合

その贈与者からの贈与については、住宅取得資金の贈与を受けた日の属する年以後5年間は相続時精算課税制度の特例が受けられません。

